

避難行動要支援者名簿の提供について

市民安全部 防災対策課

保健福祉部 障害福祉課

高齢福祉介護課

1-1 主な大規模災害について



1 阪神淡路大震災(平成7年1月)

- **多くの高齢者に被害が集中**

→ 建物の崩壊からの逃げ遅れによる死亡が過半数

- 救出された被災者のうち、約8割は近隣住民等による救援

2 新潟・福島豪雨、福井豪雨(平成16年7月)

- **多くの高齢者**が犠牲

- 防災行動をとる際に支援が必要な高齢者や障害者等を迅速に避難誘導できる支援体制の重要性が問われた。

3 東日本大震災(平成23年3月)

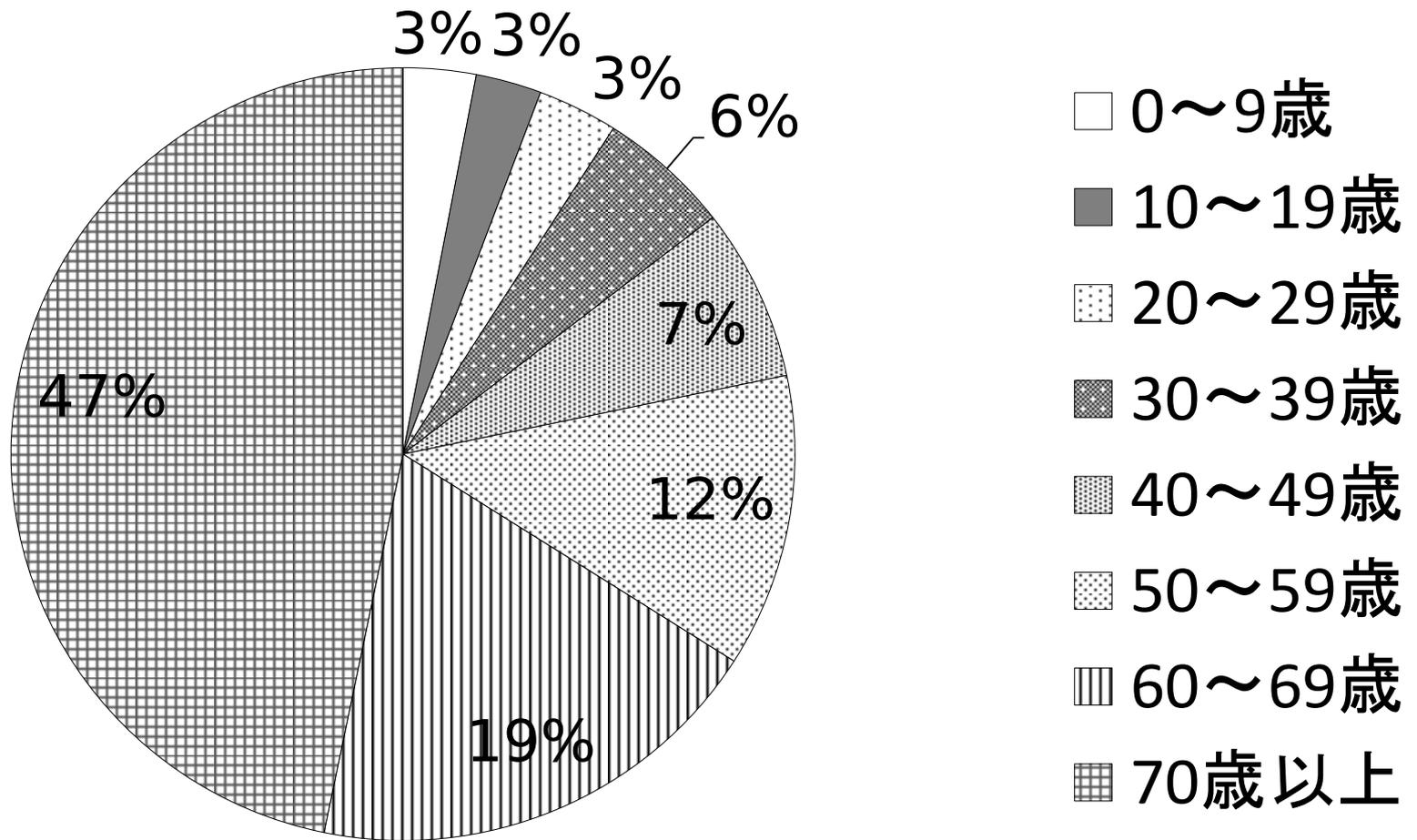
- **多くの高齢者、障害者が犠牲**

→ 津波からの逃げ遅れによる死亡者が過半数

- 支援が必要となる方々の個人情報、速やかに関係者に提供されなかったことから、救援が遅れ被害が拡大

1-2 主な大規模災害について

(参考) 東日本大震災による死亡者の年齢別の分布



出所: 警察庁 東北太平洋沖地震による死者の死因等及び身元確認状況について(平成24年9月6日)

2-1 大規模災害を受けた行政の動き

1 茅ヶ崎市災害時要援護者支援制度の整備

- 平成18年度から運用開始。国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく(＝法的根拠無し)。
- 避難時に支援を必要とする障害者や高齢者などが、災害時などに地域の中で支援を受けられるようにする制度
- 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員への**災害時要援護者名簿の提供**(「共助」を、補完する仕組み)
- 平成28年6月現在 約3,300人
(障害者 816人、高齢者 2,415人)

2-2 大規模災害を受けた行政の動き

2 災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)

①改正の目的

災害時の避難支援に特に支援が必要な人が、速やかに避難できるように避難支援できるようにすること。

②改正の主なポイント

ア **特に支援が必要な人の名簿(避難行動要支援者支援名簿)の作成をすべての市町村に義務付けた。**名簿は**地域防災計画の定めるところにより、作成することとした。**

イ 災害が発生又は発生する恐れがある時、避難支援等関係者とそれ以外の者への**情報提供が可能となった。**

ウ **平常時から**避難支援等関係者(消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター)に対し、本人同意を得た情報の提供が可能となった。

エ 地域防災計画において、避難行動要支援者の支援に必要な細目について、別に計画等を定めることとした (**避難行動要支援者支援計画(全体計画)**)。

3 法の改正を受けての本市の取り組み

- 1 地域防災計画の修正(平成27年11月。別紙)
 - 避難行動要支援者名簿を作成することを定めた。
 - 避難行動要支援者の対象者を定めた。
 - 避難行動要支援者名簿(本人同意あり)の情報提供者を定めた。
 - 避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定を定めた。

- 2 避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定
 - 「1」の定めにより、地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者の支援についての詳細事項を、避難行動要支援者支援計画(全体計画)として策定
 - 平成28年11月頃の策定予定

4-1 茅ヶ崎市における避難行動要支援者について

要配慮者

避難行動要支援者

- ①身体障害者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害または体幹機能障害3級以上並びに視覚障害または聴覚障害6級以上の者
- ②知的障害者のうち、その障害の程度がA1若しくはA2の者
- ③介護保険制度において要支援以上の認定を受けている者
- ④「災害時要援護者支援制度」登録者のうち本制度への登録に同意する者
- ⑤市長が特に認めた場合

- ・身体障害の等級について、枠を拡大した。
- ・要介護・要支援認定の区分について、「要支援以上」と枠を拡大した。
- ・①～④に該当しない場合で、支援が必要な方の申し出があった場合は、⑤に該当する(ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等)。

災害時要援護者

- ①在宅の身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級若しくは2級のもの、視覚障害の程度が1級若しくは2級のもの又は聴覚障害の程度が2級のもの
- ②在宅の知的障害者のうち、その障害の程度がA1若しくはA2のもの
- ③ひとり暮らし高齢者などで、日常生活に注意を要するもの
- ④在宅の高齢者で要介護3～5のもの
- ⑤在宅の認知症高齢者
- ⑥その他支援が必要であると市長が認めるもの

妊産婦、乳幼児、児童生徒、外国人
避難行動要支援者・災害時要援護者以外の
障害者と高齢者

4-2 茅ヶ崎市における避難行動要支援者について

避難行動要支援者

地域防災計画に位置付けのある対象者
約13,000人（主に障害者と高齢者）

A

災害時要援護者

約3,300人
(障害者 816人
高齢者 2,415人)

B

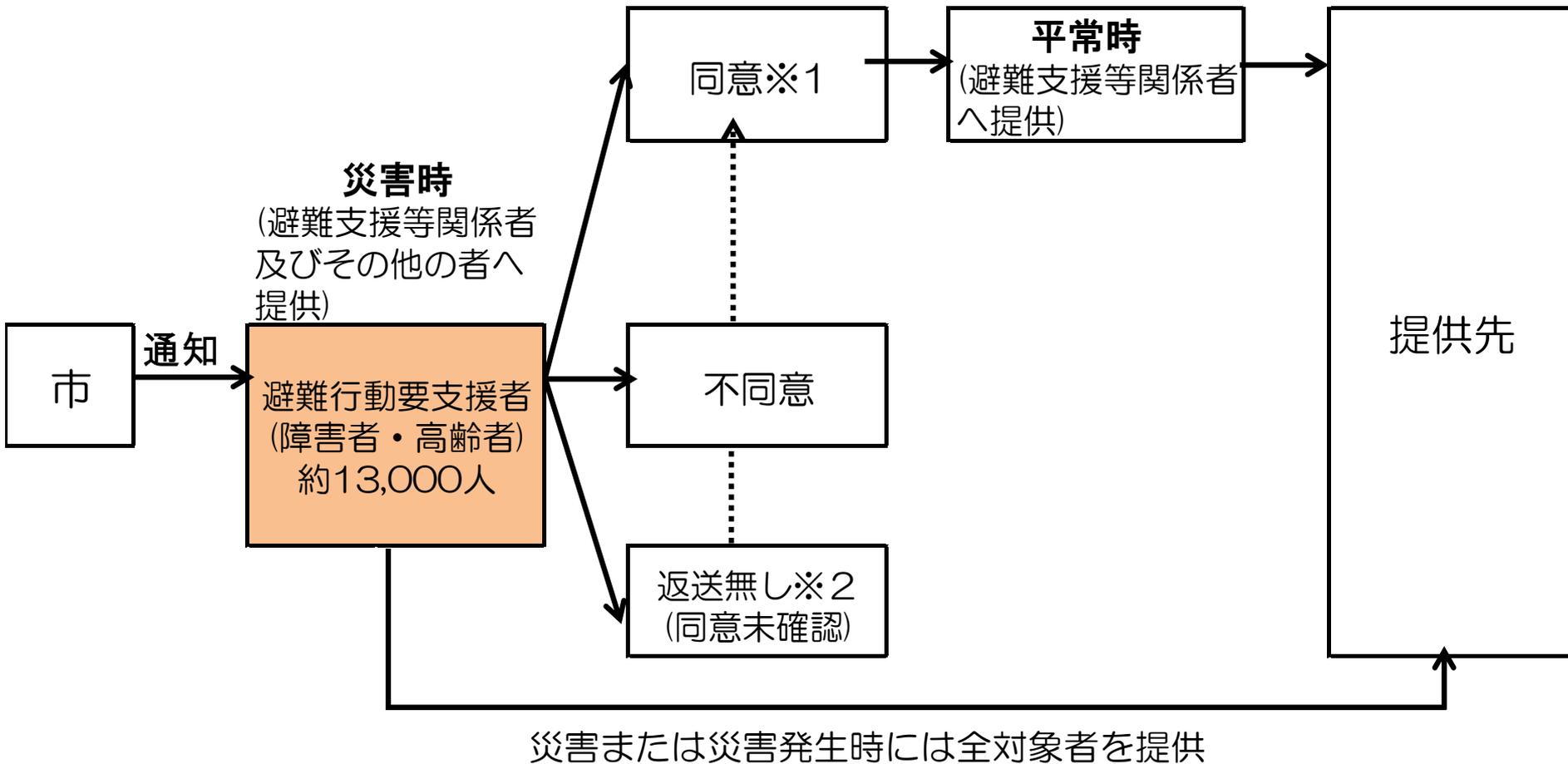
C

- A 避難行動要支援者の対象者 = 避難行動要支援者名簿に掲載
- B 災害時要援護者支援制度登録者かつ避難行動要支援者の対象者
= 避難行動要支援者名簿に掲載
- C 災害時要援護者支援制度登録者であるが、避難行動要支援者の対象者でない
= 避難行動要支援者名簿への掲載について本人に確認し、同意の場合は掲載。同意確認と同時に御身体や御家族の情報を取得

5 災害時要援護者名簿と避難行動要支援者名簿の提供等について

項目		旧制度(災害時要援護者名簿)	新制度(避難行動要支援者名簿)
名簿提供 (平常時)	対象者	同意を得られている人	同意を得られている人
	提供先	地域の人 ①自治会・自主防災組織 ②民生委員・児童委員	避難支援等関係者 ①消防機関 ②警察 ③自治会・自主防災組織 ④民生委員・児童委員 ⑤地域包括支援センター
名簿提供 (災害時)	対象者	同意を得られている人	全て
	提供先	地域の人①～②	避難支援等関係者(①～⑤)と <u>それ以外</u> の者
名簿提供頻度		年4回	年 <u>2</u> 回(地図は年1回)
法への位置付け		無し(災害時要援護者の避難支援ガイドライン)	<u>有り</u> (災害対策基本法)

6 避難行動要支援者名簿の提供までの流れについて



※1 同意の場合は、「同居の家族の有無」「自力での避難の可否」「近隣住民による手助けの必要性」「心身の状況」「配慮事項」等の情報を同意確認と同時に取得し、避難支援等関係者に情報提供する。

※2 居住実態を確認するとともに、関係団体及び事業者等との協力により、同意を得られるよう働きかける。

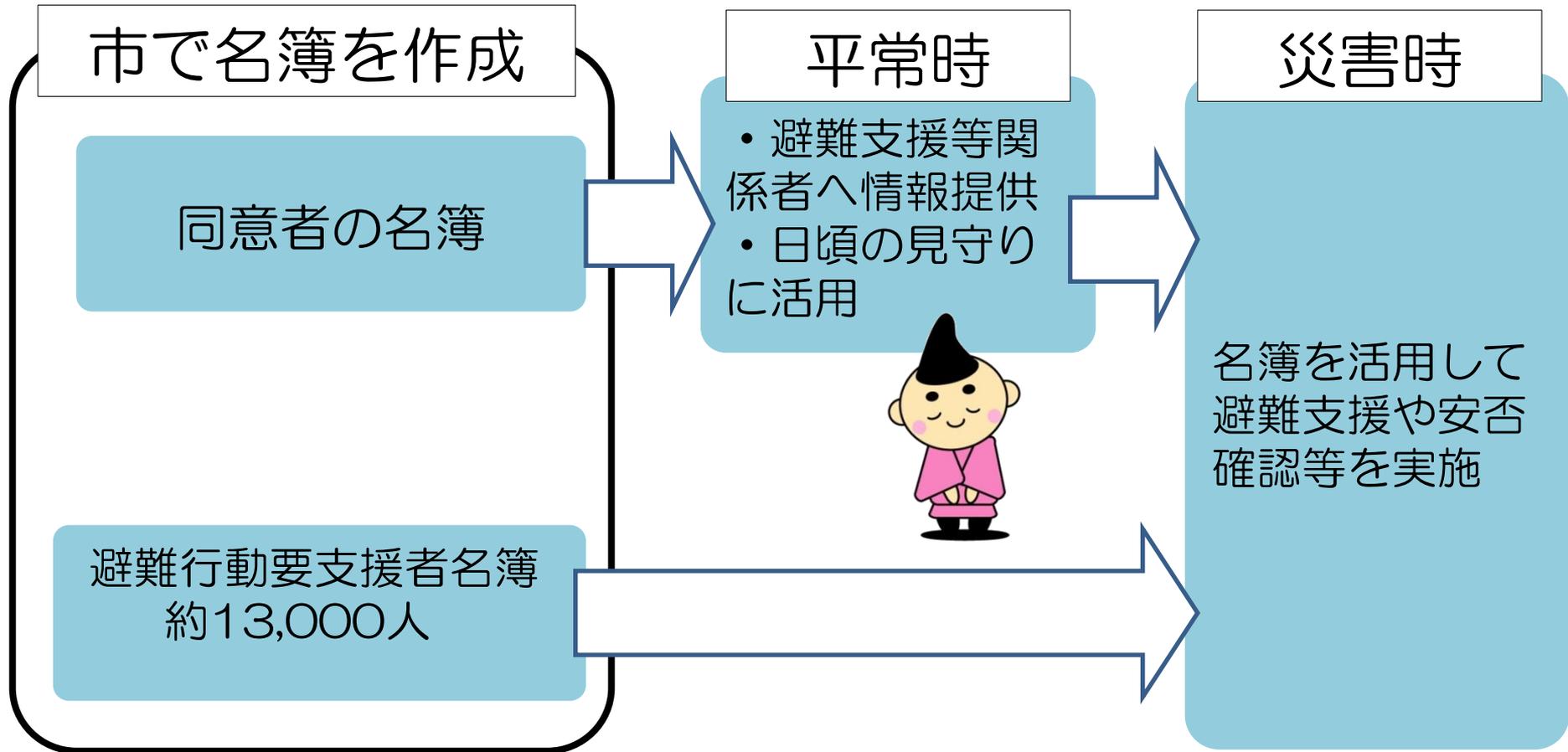
7 避難行動要支援者名簿提供までのスケジュールについて

時期(予定)	避難行動要支援者名簿	災害時要援護者名簿
6月~7月	名簿提供について、まちぢから協議会連絡会等(12地区)へ説明	
7月~8月	避難支援について、介護保険サービス事業者等へのヒアリング	
7月~8月	名簿提供について、地区民児協(12地区)へ説明	
8月8日	地域との意見交換会	
9月上旬		災害時要援護者支援名簿の提供(最後)
9月~10月	パブリックコメント	
11月頃	避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定	
12月~平成29年2月	同意確認の通知	
3月~5月	通知返送分の取りまとめ	
6月	避難行動要支援者名簿の提供	廃止

平成29年6月まで、避難行動要支援者名簿提供の準備期間とする。



8 茅ヶ崎市避難行動要支援者名簿の活用イメージ



9 自助・共助・公助の連携による支援体制

- 災害時における公的支援(公助)の限界
→日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分でできることは可能な限り行う(自助)とともに、地域の助け合い(共助)が必要



避難をする際に特に支援が必要な人(避難行動要支援者)について、平常時から避難支援体制を構築

- 地域での、避難訓練の実施、ルール作り等について、市も連携し進めていく。